

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

近年、消費者を取り巻く経済社会環境は大きく変化し、消費者トラブルの内容が複雑化、多様化する傾向の中、地方消費者行政における国と地方の果たすべき役割が重要となっている。

国においては地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念されているが、消費者が主役の社会の実現に向け、消費者政策に関する基本的な制度や環境の整備を早急に進める必要がある。

現在、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約する全国消費生活情報ネットワーク・システムへの入力作業等、本来は国の業務と言えるものも少なくない。

このような中、国からの支援として地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、期間限定の支援にとどまっており、相談窓口体制強化などの継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

よって、国におかれては、地方消費者行政の支援のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など利用しやすい制度を構築すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の維持及び充実を図るため、相談業務の役割をかんがみて、相談員の専門性に見合った待遇を継続的に確保できるよう財政措置を行うこと。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)

あて

横浜市議会議長

佐藤 茂